

第三次滋賀県廃棄物処理計画の概要

第1章 計画の位置づけと近年の関係政策の動向

ア) 計画の位置づけ

廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画で、廃棄物の減量その他適正な処理に関して定めることとされている。(計画期間;平成23年度から27年度)

イ) 国の動向

「第2次循環基本計画」の策定(平成20年3月)や、廃棄物処理法改正(平成22年5月)がなされ、低炭素社会との取組統合による循環型社会の形成を一層推進することや適正処理対策の一層の強化等が図られた。

ウ) 県の動向

「第3次滋賀県環境総合計画」が策定(平成21年12月)され、「持続可能な滋賀社会づくり」を「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組むこととされ、廃棄物・資源循環分野においては、3Rの推進、適正処理の確保が施策の方向とされた。

第2章 廃棄物の排出や処理の状況、将来見込み、課題

ア) 排出等の状況

- 一般廃棄物の総排出量や1人1日あたりの排出量は横ばい状況にあったが、平成19年度以降は減少に転じた。最終処分量は減少傾向が続いている。
- 産業廃棄物の排出量は横ばい状況にあったが、平成20年度には減少した。最終処分量は10年前に比較して1/3程度まで減少したが、ここ数年は横ばい状況にある。

イ) 処理の状況

- 一般廃棄物については、分別回収が進むなど再生利用は一定レベルに達し、再生利用率は頭打ちの状況にある。
- 一般廃棄物の焼却施設は、稼働年数が長期にわたる施設が多くを占めている。また、最終処分場の残余年数は県全体にならすと8.2年である。
- 産業廃棄物の中間処理施設については、廃プラスチック類の破碎施設数が10年前に比較して約5倍に増加するなど、燃料化等の資源化処理が進行している。管理型最終処分場の残容積は、平成19年度までに大きく減少したが、平成20年度に(財)滋賀県環境事業公社が運営するクリーンセンター滋賀が開業した。
- 産業廃棄物不法投棄等の新規発生件数は減少しているものの、撲滅には至っていない。発生年度内での解決率は7~8割となっている。

ウ) 将来の見込み

- 本県における廃棄物の現況に基づく将来予測や国の基本方針で示された将来目標量から推察すると、今後、一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出量が大きく増加することはなく、現状レベルで推移すると見込まれる。

エ) 課題

- 廃棄物の排出量や最終処分量を削減するために3Rが取り組まれてきたが、今後は、3Rに伴う環境への負荷に配慮し、リサイクルからリデュースやリユースにさらに重点を移して取り組みを進めていく必要がある。
- リサイクルの推進にあたっては、マテリアルリサイクルのみならず、廃棄物の焼却に伴い発生する余熱利用などサーマルリサイクルにも着目する必要がある。
- 廃棄物処理施設については、今後とも必要に応じて計画的な施設の更新等を進める必要がある。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、県適正処理推進要綱等を駆使し、監視・指導を今後とも徹底維持していく必要がある。

第3章 計画の基本方針と目標

今後の方向性

廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく 3R取組のステップアップにより
持続可能な滋賀社会づくりを進める

3つの基本方針

1. 日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出前からではなく出る前での廃棄物の減量を進めるリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を促進する
2. 温室効果ガスの削減につなげるため、3R取組とりわけリデュースや省エネ・熱利用型の処理を促進する
3. 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る

取組の目標(平成27年度)

- 排出抑制やリユースを促進する手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等の情報の提供と活用の推進(「見える化」取組)
- マイバッグ持参率80%
- 市町ごみ焼却施設の更新計画において発電等熱利用の計画を設定
- 県許可に係る全ての廃棄物処理施設や処分業者に毎年度立入検査を継続
- 産業廃棄物の不法投棄等の発生年度内における解決率80%以上を継続 等

減量の目標(平成27年度)

- ごみの1人1日当たりの排出量を910gに (H20; 938g)
- ごみの1人1日当たりの最終処分量を95gに (H20; 110g)
- 産業廃棄物の最終処分量を10万tに (H20; 11.2万t)

第4章 計画の推進に向けた取組

<3R推進の取組>

3R取組を強化する「見える化」、グリーン購入の拡大、市町焼却施設での熱利用推進 等

<適正処理の推進の取組>

施設立地時の事前審査や立入検査の徹底、事業者の優良化、不法投棄等未然防止対策の強化 等

<その他循環型社会の進展につなげる取組>

EMSの普及、資源生産性向上の企業支援、環境ビジネスの振興、バイオマス利活用の普及啓発 等

第5章 計画の推進

市町や関係組織との情報交換や連携調整、目標の進捗状況について毎年度公表

